

字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により，本市内の字の区域を次のとおり変更する。

なお，この字の区域の変更の効力は，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による藤沢市遠藤打越地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

2012年（平成24年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域		
町 名	字 名	町 名	字 名	地 番
遠藤	打越	遠藤	西ノ谷	4239の14の一部
同	同	同	同	5215の1の一部
同	同	同	同	5215の2の一部
同	同	同	同	5215の3
同	同	同	同	5215の4
同	同	同	同	5216の1の一部
同	同	同	同	5216の3
同	同	同	同	5217の1の一部
同	同	同	同	5217の3
同	同	同	同	5217の4
同	同	同	同	5217の5の一部
同	同	同	同	5217の6
同	同	同	同	5218
同	同	同	同	5219の1
同	同	同	同	5219の2
同	同	同	同	5220
同	同	同	同	5221
同	同	同	同	5222の1
同	同	同	同	5222の2

同	同	同	同	5 2 2 3 の 1
同	同	同	同	5 2 2 3 の 2
同	同	同	同	5 2 2 3 の 3
同	同	同	同	5 2 2 3 の 4
同	同	同	同	5 2 2 3 の 5
同	同	同	同	5 2 2 3 の 6
同	同	同	同	5 2 2 4
同	同	同	同	5 2 2 4 の 2
同	同	同	同	5 2 2 5
同	同	同	同	5 2 2 6
同	同	同	同	5 2 2 7 の 1
同	同	同	同	5 2 2 7 の 2
同	同	同	同	5 2 2 8 の 1
同	同	同	同	5 2 2 8 の 2
同	同	同	同	5 2 2 9 の 1 の一部
同	同	同	同	5 2 2 9 の 2 の一部
同	同	同	同	5 2 2 9 の 4 の一部
同	同	同	同	5 2 2 9 の 5 の一部
同	同	同	同	5 2 6 9 の 4 の一部
同	同	同	苅込	5 3 5 1 の 3
同	同	同	同	5 3 5 1 の 4 の一部
同	同	同	同	5 3 5 5 の 2
同	同	同	同	5 3 5 5 の 3
同	同	同	同	5 3 5 5 の 4
同	同	同	同	5 3 5 5 の 6
同	同	同	同	5 3 5 5 の 7
同	同	同	同	5 3 5 5 の 8
同	同	同	同	5 3 5 6 の 2
同	同	同	同	5 3 5 6 の 3
同	同	同	同	5 3 5 9 の 3
同	同	同	同	5 3 5 9 の 4
同	同	同	同	5 3 5 9 の 5
同	同	同	同	5 3 5 9 の 6
同	同	同	同	5 3 6 0 の 2
同	同	同	同	5 3 6 0 の 3
同	同	同	同	5 3 6 0 の 5
同	同	同	同	5 3 6 0 の 6
同	同	同	同	5 3 6 2 の 3
同	同	同	同	5 3 6 5 の 2 の一部
同	同	上記の区域に隣接介在する道路，水路である公有地の		

		一部		
遠藤 同	西ノ谷 同	遠藤 同	苅込 同	5 3 5 1 の 4 の一部 5 3 5 1 の 5

備考 上記の土地の表示は、2012年（平成24年）3月5日現在の登記簿によるものである。

提案理由

藤沢市遠藤打越地区土地区画整理事業の換地処分が行われるに当たり、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

地方自治法施行令 抜粋

第 1 7 9 条 地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定による処分で、……土地区画整理法による土地区画整理事業……の施行地区についてするものの効力は、……土地区画整理法第 1 0 3 条第 4 項（……）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から……生ずるものとする。

土地区画整理法 抜粋

第 1 0 3 条

- 3 ……機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 ……都道府県知事は、……前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

